

予算書 ページ	41	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳（単位：千円）									
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源						
社会福祉総務費（1/2）		1,929				164	1,765						

## 1. 事業の目的

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努める。

## 2. 事業の概要

- ・各種視察
- ・社会を明るくする運動
- ・慰霊祭
- ・行旅死病人取扱費

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
社会福祉一般経費	民生児童委員県外視察随 行福祉施策視察	66
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための啓発活動を実施する。	65
慰霊祭関係費	戦没者及び公務殉職者の合同追悼式を行い、諸英霊の苦難を偲び、追悼の誠を捧げ、平和への決意を新たにする。 (追悼式開催費用及び慰霊碑等管理費用)	265
行旅死病人取扱費	行旅病人及び行旅死病人取扱費用	164
過年度国・県支出金等返還金	平成28年度に実施した臨時福祉給付金に係る国庫補助金を実績に合わせて返還する。	53
合 計		613

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	青少年の健全育成、地域福祉の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	41	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
社会福祉総務費（2/2）		1,929				164	1,765						

## 1. 事業の目的

障がい福祉に係る関係団体への補助  
 町内障がい者相談体制への支援  
 成年後見制度の普及啓発、相談・支援を行い、成年後見を必要とするもの及びその親族等が適切に  
 制度利用できる体制を整える。

## 2. 事業の概要

各団体への負担金・補助金と情報センターシステム利用料  
 障害者相談員設置に係る委託料  
 虐待防止連絡協議会の開催経費  
 中部1市4町が経費を負担し、共同で中部成年後見支援センターを運営する。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
障害者総合支援制度 システム運営費	障害者総合支援システムの委託料 情報センター	545
成年後見支援事業	成年後見支援センター運営を委託する。 均等割（20%）、人口割（30%）、実績割（50%）	491
東伯郡身体障害者福祉 協会負担金	東伯郡身体障害者福祉協会負担金	24
東伯郡肢体不自由児父母 の会負担金	東伯郡肢体不自由児父母の会負担金	15
鳥取県社会福祉協議会 負担金	鳥取県社会福祉協議会 町村受託事業負担金 1世帯当たり14円	31
障害者相談員設置事業	身体障害者相談員 1名24,900円/年 知的障害者相談員 1名24,900円/年	50
三朝町身体障害者福祉 協会補助金	全国大会等参加旅費等の1/2	144
高齢者・障がい者虐待 防止連絡協議会	高齢者及び障がい者虐待に関する協議の場として連絡協議会 を設置する。	16
合 計		1,316

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実 高齢者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	41	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室																								
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)																													
				国県支出金		地方債		その他		一般財源																											
民生児童委員等関係費		2,836		10						2,826																											
<p><b>1. 事業の目的</b></p> <p>住民のための安全で安心なまちづくりを進め、地域福祉を推進する。</p> <p><b>2. 事業の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護司の活動支援</li> <li>・民生児童委員の活動支援</li> </ul> <p><b>3. 事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護司報償費</td> <td>更生保護事業に関わる保護司5名に対して、職務を行うために要する費用の一部として報酬を支給する。</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>中部民生児童委員協議会負担金</td> <td>中部民生児童委員協議会の活動（各町相互の連絡調整、研修会開催等）に対する負担金</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>民生児童委員会費等</td> <td>民生児童委員の研修旅費、事務消耗品、通信運搬費等</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>民生児童委員活動補助金</td> <td>三朝町民生児童委員協議会の活動を支援するための助成金</td> <td>2,297</td> </tr> <tr> <td>民生委員推薦会費</td> <td>民生児童委員改選のために開催する推薦会委員の報酬等</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>倉吉地区保護司会負担金</td> <td>倉吉地区保護司会の活動に対する負担金</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>2,836</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4. その他特記事項</b></p>														事業名（中事業）	事業内容	予算額	保護司報償費	更生保護事業に関わる保護司5名に対して、職務を行うために要する費用の一部として報酬を支給する。	160	中部民生児童委員協議会負担金	中部民生児童委員協議会の活動（各町相互の連絡調整、研修会開催等）に対する負担金	123	民生児童委員会費等	民生児童委員の研修旅費、事務消耗品、通信運搬費等	152	民生児童委員活動補助金	三朝町民生児童委員協議会の活動を支援するための助成金	2,297	民生委員推薦会費	民生児童委員改選のために開催する推薦会委員の報酬等	39	倉吉地区保護司会負担金	倉吉地区保護司会の活動に対する負担金	65	合 計		2,836
事業名（中事業）	事業内容	予算額																																			
保護司報償費	更生保護事業に関わる保護司5名に対して、職務を行うために要する費用の一部として報酬を支給する。	160																																			
中部民生児童委員協議会負担金	中部民生児童委員協議会の活動（各町相互の連絡調整、研修会開催等）に対する負担金	123																																			
民生児童委員会費等	民生児童委員の研修旅費、事務消耗品、通信運搬費等	152																																			
民生児童委員活動補助金	三朝町民生児童委員協議会の活動を支援するための助成金	2,297																																			
民生委員推薦会費	民生児童委員改選のために開催する推薦会委員の報酬等	39																																			
倉吉地区保護司会負担金	倉吉地区保護司会の活動に対する負担金	65																																			
合 計		2,836																																			
総合計画での位置付け		第 2 章		地域福祉の充実				<input type="checkbox"/> 過疎		<input type="checkbox"/> 辺地																											

予算書 ページ	42	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
身体障害者福祉費		2,150		327			1,823						

## 1. 事業の目的

町内の障がい児・者の日常生活の支援。

## 2. 事業の概要

障がい者への通所、通院費助成。  
重度障がい者の社会参加を目的としたタクシー助成。  
障がい者の在宅生活の支援。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
自立支援協議会事業	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、協議会を開催する。 中部圏域1市4町自立支援協議会の設置及び専任事務局の設置 三朝町自立支援協議会の設置	463
心身障害者等通院交通費助成金	じん臓機能障がい及び精神障がいの治療で通院する方へ交通費を助成する。作業所等に通所する知的、精神障がい者に対し通所に係る交通費を助成する。	852
重度障害者タクシー助成金	重度障がい者が利用するタクシー料金の一部を助成し、日常生活の利便性と社会参加の拡大を図る。 1か月当たり 500円券×2枚	168
障害者住宅改良助成金	障がい者等の居住環境整備を促進し、生活の質を高め、在宅生活を支援するため、住宅改良に要する経費の一部を助成する。	667
合 計		2,150

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	42	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
社会福祉協議会費		26,161					26,161						

## 1. 事業の目的

- ・三朝町社会福祉協議会の安定運営及び町民の福祉の増進を図る。
- ・大規模な福祉センター建物の修繕に素早く対応する。
- ・指定管理（平成30年度～平成32年度：3年更新）

## 2. 事業の概要

- ・福祉センターの施設管理経費相当分及び地域福祉事業に係る事業経費及び人件費の一部を補助する。
- ・修繕のための費用を基金に積立てる。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
社会福祉協議会補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉センター施設管理に係る経費及び地域福祉活動事業に対して助成を行う。（24,161千円）</li> <li>・修繕費積立金（2,000千円）</li> </ul>	26,161
合 計		26,161

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	地域福祉の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	---------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	42	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室															
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)																				
				国県支出金		地方債		その他		一般財源																		
障害者自立支援事業事務費		1,116								1,116																		
<p><b>1. 事業の目的</b></p> <p>町内の障がい児・者の日常生活の支援</p> <p><b>2. 事業の概要</b></p> <p>自立支援給付事業に係る各負担金、医師意見書作成手数料等</p> <p><b>3. 事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者自立支援事業事務費</td> <td>障害支援区分認定に必要な医師意見書作成料 国保連への統計資料作成手数料</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>中部ふるさと広域連合負担金（総合支援認定審査費）</td> <td>広域連合で運営している障害支援区分認定審査会の負担金</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>自立支援事業費審査支払事務費</td> <td>自立支援支払システム（国保連合会システム）に係る委託手数料 自立支援給付費審査システム導入費（システムレンタル）</td> <td>706</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>1,116</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4. その他特記事項</b></p>														事業名（中事業）	事業内容	予算額	障害者自立支援事業事務費	障害支援区分認定に必要な医師意見書作成料 国保連への統計資料作成手数料	145	中部ふるさと広域連合負担金（総合支援認定審査費）	広域連合で運営している障害支援区分認定審査会の負担金	265	自立支援事業費審査支払事務費	自立支援支払システム（国保連合会システム）に係る委託手数料 自立支援給付費審査システム導入費（システムレンタル）	706	合 計		1,116
事業名（中事業）	事業内容	予算額																										
障害者自立支援事業事務費	障害支援区分認定に必要な医師意見書作成料 国保連への統計資料作成手数料	145																										
中部ふるさと広域連合負担金（総合支援認定審査費）	広域連合で運営している障害支援区分認定審査会の負担金	265																										
自立支援事業費審査支払事務費	自立支援支払システム（国保連合会システム）に係る委託手数料 自立支援給付費審査システム導入費（システムレンタル）	706																										
合 計		1,116																										
総合計画での位置付け		第 2 章		障がい者支援の充実				<input type="checkbox"/> 過疎		<input type="checkbox"/> 辺地																		

予算書 ページ	42	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳（単位：千円）									
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
障害者自立支援介護給付事業費		105,160		78,869			26,291						

## 1. 事業の目的

町内の障がい児・者の日常生活の支援。

## 2. 事業の概要

障害福祉サービスの介護給付費の支給

## 3. 事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事業内容	予算額
障害者等ホームヘルプサービス事業費	障がい者等へホームヘルパーを派遣して、入浴、排泄、洗濯などの日常生活支援を行う。	7,100
障害者等ショートステイ事業費	在宅の障がい者等の介護者が、病気や事故、その他の理由で介護が困難になった場合に、一時的に福祉施設へ入所して介護を受ける。	2,250
障害者等特例介護給付費	自立支援介護給付の認定前に、やむを得ず障害福祉サービスを利用した場合や基準該当事業所を利用した場合に、その費用を支給する。	10
生活介護事業費	常に介護が必要な障がい児・者に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作活動などの機会を提供する。	57,000
施設入所支援事業費	施設に入所する障がい者に、入浴や排泄、食事の介護などを行う。	25,500
同行援護事業費	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等について、外出時において、当該障がい者等に同行し移動に必要な情報を提供し、移動の援護を行う。	4,400
療養介護事業費	障がいの重い方が、入院し医療を行いながら、機能訓練、入浴、食事の介助等の日常生活の支援を行う。	8,900
合 計		105,160

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	42	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳（単位：千円）									
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
障害者自立支援訓練費等給付事業費		50,058		37,543			12,515						

## 1. 事業の目的

町内の障がい児・者の日常生活の支援

## 2. 事業の概要

障害福祉サービスの訓練等給付費の支給

## 3. 事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事業内容	予算額
障害者等グループホーム事業	食事・健康管理等をする世話人を配置した一般住宅での、障がいのある人の共同生活を支援する。	14,500
障害者等特例訓練等給付費	給付の認定前に、やむを得ず障害福祉サービスを利用した場合や基準該当事業所を利用した場合に、その費用を支給する。	10
就労継続支援B型事業費	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のため、訓練等を行う。（非雇用型）	24,800
就労移行支援事業費	一般企業等へ就職を希望する人に、一定期間、施設で就職に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。	2,040
就労継続支援A型事業費	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供、生産活動その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のため、訓練等を行う。（雇用型）	3,500
自立訓練（宿泊型自立訓練）事業費	知的障がいや精神障がいのある方が地域移行を目的とし、施設での生活能力の向上ができるような支援、自分自身で身の回りのことが出来るように必要な訓練を行う。	4,600
就労定着支援事業費	一般就労に移行した障がい者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を一定期間提供する。【新設】	4
自立生活援助事業費	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり、定期的に居宅を訪問し、生活全般について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。【新設】	4
自立訓練（機能訓練）事業費	身体障がいのある方又は難病を患っている方などに対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行う。	600
合 計		50,058

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	42	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
障害者自立支援給付事業費		4,670		3,502				1,168					

## 1. 事業の目的

町内の障がい児・者の日常生活の支援。

## 2. 事業の概要

高額となる障害・介護サービス費の支援。  
障がいを補う、補装具費を支援。  
障がい福祉サービスに係る計画を作成し、サービス利用の支援。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
障害者等高額障害福祉サービス給付費	障害福祉サービス、介護保険サービス等を利用している障がい児・者の世帯合算等により、1人当たりの負担上限額が基準額を超えた場合、高額障害福祉サービス費を支給する。	70
障害児・者補装具給付事業	個々の身体障がいを補う補装具を給付する。	2,500
サービス利用計画書作成費	障がいのある人で、サービスを利用する者に対し、利用状況の確認などの支援を行い、障がい福祉サービス利用計画書を作成する。	2,100
合 計		4,670

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	42	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
障害者医療費給付事業費		8,303		6,201				2,102					

## 1. 事業の目的

障がいがあることで、医療費が高額となることに対する自己負担の軽減

## 2. 事業の概要

障害者自立支援医療（更生医療・育成医療）、療養介護医療の給付。  
人工透析、心臓手術のほか、幼児期の高額となる医療費並びに療養介護サービスを利用する重度心身障がい者の医療費部分を、国、県、町の負担として給付する。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
障害者医療費給付費	障害者自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付費として、国保連等の審査を通し、給付する。障害者総合支援法に基づく、医療費給付費。 障がいの重い方が、入院により療養介護給付サービスを受ける場合の医療費として、医療行為部分を支援する。	8,303
合 計		8,303

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳（単位：千円）									
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
障害者地域生活支援事業費		25,415		18,365			7,050						

## 1. 事業の目的

障がい児・者が地域で生活するために必要となる事業メニューを実施し、障がい児・者の地域生活を支援する。

## 2. 事業の概要

町が町内の障がいを持つ方のニーズに応じ、必要と認める事業を実施する。

## 3. 事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事業内容	予算額
相談支援事業	障がい者の相談窓口として、仁厚会へ1市4町で事業委託。サービス利用計画書作成費用、成年後見人制度申立て費用を支援する。	2,456
意志疎通支援事業	手話通訳者等の派遣事業、手話通訳者養成事業として、鳥取県聴覚障害者協会へ1市4町で事業委託	461
日常生活用具給付費	障がいを補うために必要な日常生活用具を給付する。	2,268
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための援助を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進する。	1,430
日中一時支援事業	障がい児・者の日中における活動の場の確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を確保する。	18,000
訪問入浴サービス事業	家庭での単身入浴ができない重度障がい者に、居宅入浴サービスを提供し、身体の清潔保持及び心身機能の維持を図る。	750
聴覚障がい者生活支援事業費	聴覚障がい者を対象に、手話等コミュニケーション保障を保ちながら、集団の中で社会性を養い、食生活や栄養の自己管理をすることにより、日常の健康管理等を図りQOLの向上に繋がる支援を行う。鳥取県聴覚障害者協会へ1市4町で事業委託。	28
点訳・朗読奉仕員養成事業	聴覚障がい者の福祉の理解と熱意を有する者に対し、点訳及び朗読の指導を行うことにより、点訳・朗読奉仕員を養成する。日本赤十字鳥取支部へ1市4町で事業委託。	22
合 計		25,415

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
重度障がい児者等支援事業		1,178		589			589						

## 1. 事業の目的

重症心身障がい児・者等がより地域で暮らしやすくするために、日中活動の場における支援の充実、住まいの場（ショートステイ等）の充実を図る。

## 2. 事業の概要

生活介護事業所、放課後等児童デイ事業所、短期入所事業所において支援を行う事業所に対し助成を行う。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
重度障がい児者等日中支援事業	生活介護事業所、放課後等児童デイ事業所において日中支援を行う事業所に対し助成を行う。	856
重度障がい児者等短期入所利用支援事業	短期入所事業所において短期入所支援を行う事業所に対し助成を行う。	322
合 計		1,178

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
重度身体障がい児・者等在宅支援事業		600					600						

### 1. 事業の目的

日常的に医療行為に必要な重症心身障がい児・者等を受け入れるために看護職員を配置する放課後等児童デイサービス事業所又は生活介護支援事業所に、配置に係る必要経費を助成することで、重症心身障がい児・者の日中活動の場を確保する。

### 2. 事業の概要

生活介護事業所、放課後等児童デイ事業所において看護師を配置する事業所に対し助成を行う。

### 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
看護師等配置助成事業	生活介護事業所、放課後等児童デイ事業所において重症心身障がい児・者の受け入れのための看護師配置を行う事業所に対し助成を行う。（事業所所在市町が事業実施し、本町は負担金を支払）	600
合 計		600

### 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	3	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳（単位：千円）									
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
老人福祉一般経費		3,370		692			2,678						

## 1. 事業の目的

各種団体の健全運営のための助成、高齢者の心身向上を図る。

## 2. 事業の概要

長寿者・金婚対象者への町長訪問、老人クラブへの活動費補助、集落への敬老記念行事補助等老人福祉事業のうち一般的な事業を計上

## 3. 事業内容

（単位：千円）

事業名（中事業）	事業内容	予算額
長寿者お祝い事業	対象者の自宅を町長が訪問し、祝辞及び記念写真を贈呈する。 ※ 町外在住者等には写真に代わる記念品を贈呈する。 ◆対象者 長寿者（年齢は数え年） 100歳以上(大正8年生まれ以前の者) 99歳(大正9年生まれ) 90歳(昭和4年生まれ) 88歳(昭和6年生まれ) 金婚（結婚50年）を迎える夫婦 （昭和43年結婚）	1,261
養護老人ホーム入所 判定委員会費	養護老人ホーム入所判定委員会開催経費	20
老人福祉一般経費	老人福祉事務全般に必要な消耗品の経費を計上	10
老人クラブ活動費補助金	老人クラブ連合会活動補助（促進事業・健康づくり事業） 単位老人クラブ活動補助（8クラブ）	1,039
敬老記念行事補助金	敬老記念行事を実施した集落に対し、満75歳以上の者1名につき800円を助成する。	1,040
合 計		3,370

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	高齢者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	3	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室															
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)																				
				国県支出金		地方債		その他		一般財源																		
高齢者住宅改良事業助成事業		533								533																		
<p><b>1. 事業の目的</b></p> <p>高齢者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ、自立した生活が送れるよう、住環境の整備を行うとともに、介護する家族の負担軽減を図る。</p> <p><b>2. 事業の概要</b></p> <p>要介護認定を受けている者で、介護保険の対象とならない住宅改修事業を実施した者に対し、改修費の一部を助成する。</p> <p><b>3. 事業内容</b></p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名（中事業）</th> <th>事業内容</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者居住環境整備事業補助金</td> <td>要介護認定を受けている者で、介護保険の対象とならない住宅改修事業を実施した者に対し一部を補助する。 対象者 要支援・要介護認定者かつ町民税世帯非課税 基準上限額800千円×補助率2/3</td> <td>533</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td>533</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4. その他特記事項</b></p>														事業名（中事業）	事業内容	予算額	高齢者居住環境整備事業補助金	要介護認定を受けている者で、介護保険の対象とならない住宅改修事業を実施した者に対し一部を補助する。 対象者 要支援・要介護認定者かつ町民税世帯非課税 基準上限額800千円×補助率2/3	533							合 計		533
事業名（中事業）	事業内容	予算額																										
高齢者居住環境整備事業補助金	要介護認定を受けている者で、介護保険の対象とならない住宅改修事業を実施した者に対し一部を補助する。 対象者 要支援・要介護認定者かつ町民税世帯非課税 基準上限額800千円×補助率2/3	533																										
合 計		533																										
総合計画での位置付け		第 2 章		高齢者支援の充実				<input type="checkbox"/> 過疎		<input type="checkbox"/> 辺地																		

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	3	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
老人保護措置費		5,987				2	5,985						

## 1. 事業の目的

居宅において他のいかなる福祉サービスを用いても、なお生活困難な高齢者を、町が保護措置し、福祉の向上を図る。

## 2. 事業の概要

居宅において他のいかなる福祉サービスを用いても環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者の保護措置及び短期入所を養護老人ホームに委託する。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
養護老人ホーム措置 委託費	老人措置業務を養護老人ホームに委託する 平成29年度措置人数（H30.2月現在） 母来寮 1名 シルバー倉吉 1名  生活管理指導短期宿泊事業 65歳以上で要介護認定又は要支援認定を受けていない者のうち、社会適応が困難な者に対して、短期間の宿泊サービスを提供し、日常生活に関する指導や支援を行う。	5,987
	合 計	5,987

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	高齢者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	3	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金		地方債		その他		一般財源			
高齢者等の生活支援事業費		10,155				6,900		604		2,651			

1. 事業の目的

要介護状態にある高齢者又は要介護状態になる恐れのある高齢者ができる限り在宅で自立した生活を送ることができるようにし、介護者の負担も軽減する。

2. 事業の概要

高齢者の居宅と病院との交通手段を確保する。  
 高齢者の移動手段として、バス、タクシー利用に対して助成する。  
 在宅生活維持のために居宅等の改修を希望する者に対し、居宅を訪問して利用者の身体状況等を踏まえて相談・助言、施工者の紹介・連絡調整等を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
外出支援サービス事業 委託費	送迎用車両により利用者の居宅と医療機関等との間の送迎を行う。委託料は移動距離により5段階で区切り、利用料は一律800円（片道）とする。 委託料 5千円未満 1,560円 5千円-10千円未満 2,280円 10千円-15千円未満 3,600円 15千円-20千円未満 5,040円 20千円以上 6,240円	2,889
住宅改修指導事業委託費	要介護高齢者又は要支援高齢者のいる家庭で、在宅生活維持のために居宅等の改修を希望する者に対し、居宅を訪問して利用者の身体状況等を踏まえて相談・助言、施工者の紹介・連絡調整等を行う。	12
高齢者交通費助成事業	◆タクシー助成 バス等公共交通機関の利用が困難な要介護認定を受けた高齢者又は75歳以上の者のみの世帯の方の通院等に対し、タクシー利用料を助成する。（上限5,000円） 【利用者負担額】 ①メーター額2,000円までは1/2の額 ②メーター額が2,000円を超えて6,000円までは1,000円 ③メーター額が6,000円を超えた時はメーター額-5,000円 ◆バス定期券助成 日の丸自動車が発行する高齢者向けバス6か月定期券「架け橋」の購入者に対して、定期券購入費の一部を助成する。 助成額 10,000円（定期券 20,500円）	7,014
高齢者等雪下ろし 支援事業補助金	住民税非課税世帯を対象に、家屋の屋根の雪下ろしに係る費用の一部を助成する。 ・補助率 1/2（補助上限額24千円/回）	240
合 計		10,155

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	高齢者支援の充実	<input checked="" type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	----------	--	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	3	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
低所得者等対策事業費		60		45				15					

## 1. 事業の目的

介護保険サービスに係る利用者負担額を軽減し、低所得利用者の生活安定を図る。

## 2. 事業の概要

- ・低所得者のうち一定の要件を満たす者について、訪問介護に係る利用者負担を全額免除するもの。
- ・社会福祉法人が介護保険給付に係る利用者負担を減免した場合に、当該法人に対し、減免額の一定割合について助成するもの。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
訪問介護利用者負担 軽減事業費	障害者総合支援法でホームヘルパーを利用していた者のうち、定率負担額が0円だった者が、65歳に到達し、介護保険の適用を受け、介護保険でホームヘルパーを利用をした場合に、訪問介護に係る利用者負担を全額免除する。	20
法人減免額補填事業 補助金	社会福祉法人が介護保険給付に係る利用者負担を減免した場合に、当該法人に対し、減免額の一定割合について助成する。	40
合 計		60

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	高齢者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	43	予算 科目	3	款	1	項	5	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国庫支出金	地方債	その他	一般財源						
特別医療給付事業費		41,466		18,532		3,617	19,317						

1. 事業の目的

身体障がい者その他特に医療費の助成を必要とする者に対して、助成を行うことで、健康の保持及び生活の安定を図る。

2. 事業の概要

- ・身体障がい者その他特に医療費の助成を必要とする者に対して、鳥取県特別医療費の給付を行う。
- ・特別医療の対象とならない身体・精神・知的障がい者その他特に医療費の助成を必要とする者に対しては、三朝町単独事業にて助成を行う。

3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
特別医療給付費 （県補助事業）	特別医療受給者に対して医療費助成する。 【受給対象者】 1.身体障がい者（身体障害者手帳1級及び2級） 2.精神障がい者（精神保健福祉手帳1級） 3.知的障がい者（療育手帳A、療育手帳Bかつ身体障害者手帳3級又は4級） 4.特定疾病患者 5.小児（18歳に達する日以後最初の3月31日までの者） 6.ひとり親家庭（18歳の年度末までの児童の養育者）	40,876
特別医療給付費 （町単独事業）	特別医療受給対象外の者の内、特に助成が必要な者を対象に医療費助成する。 【受給対象者】 1.身体障がい者（身体障害者手帳3級及び4級） 2.精神障がい者（精神保健福祉手帳2級） 3.知的障がい者（療育手帳B） 4.高齢者鍼灸マッサージ利用者	590
合 計		41,466

4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	子ども支援の充実・障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	--------------------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	44	予算 科目	3	款	1	項	7	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
介護保険事業費		138,438		855				137,583					

## 1. 事業の目的

介護保険特別会計繰出金として一般会計から介護保険特別会計へと繰出す。

## 2. 事業の概要

介護保険事業に係る介護認定事務費・一般事務費・介護給付費・地域支援事業費（総合事業）・地域支援事業費（総合事業以外）の一定割合を繰り出す。  
併せて、低所得者保険料軽減分を繰り出す。

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
介護保険特別会計繰出金	介護保険特別会計繰出金としてそれぞれルール分を繰り出す。	
	介護保険事務費等繰出金	5,560
	一般事務費繰出金	2,207
	介護給付費繰出金（12.5%）	123,635
	地域支援事業費繰出金（総合事業12.5%）	3,346
	地域支援事業費繰出金（総合事業以外19.5%）	2,549
	低所得者保険料軽減繰出金（保険料第1段階）	1,141
合 計		138,438

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	高齢者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	----------	-----------------------------	-----------------------------

予算書 ページ	45	予算 科目	3	款	2	項	1	目	所属：	福祉	課	福祉推進	室
事業名（大事業）		予算額		財源内訳				(単位：千円)					
				国県支出金	地方債	その他	一般財源						
障害児通所支援事業		5,110		3,812				1,298					

## 1. 事業の目的

町内の障がい児の施設への通所を支援し、障がい児福祉の向上を図る。

## 2. 事業の概要

障がい児の通所給付費を支給

## 3. 事業内容

(単位：千円)

事業名（中事業）	事業内容	予算額
放課後等デイサービス事業	サービス提供事業所へ通所し、日常生活における必要な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。（小学生以上）	3,600
児童発達支援事業	サービス提供事業所へ通所し、日常生活における必要な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。（小学生未満）	1,060
障害児通所支援事業事務費	自立支援支払システム（国保連合会システム）に係る委託手数料	26
保育所等訪問支援事業	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	170
障害児支援利用計画書作成費	障がいのある児童で、サービスを利用する者に対し、必要なサービスの選択や利用状況の確認などについて障害児支援利用計画を作成する。	250
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して児童発達支援を行う。【新設】	4
合 計		5,110

## 4. その他特記事項

総合計画での位置付け	第 2 章	障がい者支援の充実	<input type="checkbox"/> 過疎	<input type="checkbox"/> 辺地
------------	-------	-----------	-----------------------------	-----------------------------